

飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和8年7月8日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第24号

飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例

飯塚市印鑑条例(平成18年飯塚市条例第164号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(以下「<u>個人番号カード</u>」という。)、<u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード(以下「特定在留カード」という。)</u>又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書(以下「<u>特定特別永住者証明書</u>」という。))の交付を受けている登録者が前項の申請をしようとするときは、当該個人番号カード、<u>特定在留カード</u>又は<u>特定特別永住者証明書(以下「個人番号カード等」という。)</u>を提示し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「<u>公的個人認証法</u>」という。)第38条第1項の規定による利用者証明用電子証明書</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受けている登録者が前項の申請をしようとするときは、当該個人番号カードを提示し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「<u>公的個人認証法</u>」という。)第38条第1項の規定による利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明(公的個人認証法第2条第2項に規定する電子利用者証明をいう。)が有効になされたことの確認を受けることで、登録証を添えることに代えることができるものとする。</p>

が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明(公的個人認証法第2条第2項に規定する電子利用者証明をいう。)が有効になされたことの確認を受けることで、登録証を添えることに代えることができるものとする。

(印鑑登録証明書の交付申請の不受理)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付の申請を受理しない。

(1)～(3) (略)

(4) 第12条第3項の場合において、個人番号カード等の提示をしないとき。

(5)・(6) (略)

(印鑑登録証明書の交付申請の不受理)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付の申請を受理しない。

(1)～(3) (略)

(4) 第12条第3項の場合において、個人番号カードの提示をしないとき。

(5)・(6) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。